

## 3-4.非課税事業(共済会=人格なき社団) 法人税法上の解釈

### ・法人税

- ◆人格なき社団たる共済会は法人税法上法人とみなされる(法人税法3条)。法人には各事業年度の所得に対して法人税が課税されるのが原則であるが、人格なき社団については「収益事業」から生じた所得についてのみ法人税が課税される(法人税法7条)。  
人格なき社団と認められるためには、共済会が母体企業から独立した存在であることが前提条件となる。
- ◆収益事業の範囲は、現行では法人税法施行令第5条規定の33業種に限定されており、そこには共済(保障)事業は含まれていないことから、保障事業は非課税である。尚、共済事業として物販、金銭貸付等がなされる場合もあるが、これらは収益事業となる。
- ◆**共済会が収益事業を行う場合には、所轄税務署長に対して収益事業開始届出書を提出する必要がある。**

#### 【参考】

法人税法上の収益事業とは、法人税法第2条第13号(法人税法施行令第5条第1項)に規定されている次の33種類の事業を、継続して事業場を設けて営むことをいいます。この事業には、その収益事業の事業活動の一環として、あるいは関連して付随的に行われる行為も含まれます。

- (1) 物品販売業
- (2) 不動産販売業
- (3) 金銭貸付業
- (4) 物品貸付業
- (5) 不動産貸付業
- (6) 製造業
- (7) 通信業
- (8) 運送業
- (9) 倉庫業
- (10) 請負業
- (11) 印刷業
- (12) 出版業
- (13) 写真業
- (14) 席貸業
- (15) 旅館業
- (16) 料理飲食業
- (17) 周旋業
- (18) 代理業
- (19) 仲立業
- (20) 問屋業
- (21) 鉱業
- (22) 土石採取業
- (23) 浴場業
- (24) 理容業
- (25) 美容業
- (26) 興行業
- (27) 遊技所業
- (28) 遊覧所業
- (29) 医療保健業
- (30) 技芸・学力教授業
- (31) 駐車場業
- (32) 信用保証業
- (33) 無体財産権の提供業